

キャリア教育だより



群馬県立あさひ特別支援学校

発行：進路支援部

2025.12.12 号外⑯

☆障害基礎年金説明会より ~備忘録 R7 アップデート版~

12月4日の説明会で教えていただいた『ポイント』などをお知らせします。



- 令和7年度の年額：1級・1,039,625円（月額86,635円）
2級・831,700円（月額69,308円）

※医師の診断書等の書類審査により支給（1級か2級）・不支給が判定される。身体障害者手帳や療育手帳等の取得者が障害年金の対象になるとは限らない。また、2級の判定を受け受給していた方が、途中で症状が重くなった場合、相談及び必要な手続きを経れば1級になることもある。



- 20歳の誕生日の3ヶ月程度前に年金事務所もしくは市役所（町役場）年金課でまず相談

- 年金事務所は予約制（電話予約かインターネット予約）。役所の年金課は事前予約不要

- 例えば、桐生年金事務所は桐生・みどり地域を主な対象としているが、地域外でも問題ない。年金事務所の場合、『最寄りの、通いやすい年金事務所』に行くのがよい。

- 初回相談で手続きの説明を受けて書類をもらう。書類は「年金請求書」「病歴・就労状況等申立書」等

※「病歴・就労状況等申立書」は本号外⑯添付のA3判。表面の病歴欄は、医療機関ごと・5年ごとに区切って記入するとよいが、病歴変化が大きくない場合、「1の欄に入学前、2に小学、3に中学、4に高等部、5に20歳前後」を記入することもある。20歳前後の状態はより詳しく書くとよい。記入例としては「○年△月～◆月 △△（の疑い）で入院」など

- 20歳前後3ヶ月以内の受診が必要。医師（主治医等）に「診断書」や「受診状況等証明書」を作成してもらう。「診断書」は最重要で判定に大きく関わる。肢体用と知的・精神用の様式があり、初回相談時に、「肢体用」だけいくのか「肢体用と知的用の2種の診断書」（合わせ技）にするか、よく相談するとよい。「受診状況等証明書」は必要な方と不要な方がいるので、相談時に要確認

※作成料金は自己負担。各一円ぐらい～

- 障害基礎年金の請求書等は、20歳の誕生日前日から提出可能。20歳の3ヶ月後より後の提出となると、「障害年金生活者支援給付金（月額5千円程度）」がもらえない空白期間が生じてしまう。

- 相談・手続きに要する回数は、早くても2～3回、多いと4～5回かかる。さらに、書類提出後から実際の支給決定まで、審査に3～5ヶ月かかるので、早めに準備するとよい。

- 年金振込口座は、本人名義に限る。保護者名義ではない。ネットバンクも可能な所が多い。

- マイナンバーの記入により、戸籍謄本・住民票等は添付不要となっている。

- 1～5年に1回（その人によって異なる）、誕生月に診断書の提出を求められる。提出周期は「判定医」が判断するが、状態に変化がない方の中には、定期提出を求められないケースもある。

☆「病歴・就労状況等申立書」「診断書」「受診状況等証明書」について

	病歴・就労状況等申立書	診断書 ※最重要	受診状況等証明書
① だれが作成?	請求者本人 <u>本人が困難な場合、家族</u>	医師（ <u>請求日時点で診察を受けている主治医等</u> ）	医師（診断書を作成する医師とは別の、 <u>以前かかっていた医師</u> ）
② どのように作成?	発病から現在までの経過を記載。20歳前後はより詳しく ※添付のA3版様式（別紙）	「 <u>20歳前後の3ヶ月以内</u> 」の状態について記載。肢体用と知的・精神用があるので要相談	※「 <u>18歳6ヶ月</u> 」の前後で医師が変わった場合は要注意。個別によく相談してください。
③ どんな目的で作成?	病歴や変化などを、 <u>請求者自身の視点で説明するため（医師の診断書を補完）</u>	障害の状態が障害基礎年金の認定基準に該当するかどうか、その判断をするため	「いつ」「どの医療機関」で「医師の診療を受けたのか」を示すため
④ 要・不要	必ず必要	必ず必要	ケースバイケース

☆就労継続支援B型事業所「チームとらねこ」の紹介

○所在地：桐生市境野町 6-1551 Tel : 070-9183-6711

○特長・アピールポイント

イラストなどが好き。
得意な人はぜひ



- ・「障害をもつ方の特性や才能を伸ばし、アーティストとして活躍できるチャンスや印刷物などのデザイン能力を磨き、就労に繋げていくこと」を目的としたB型事業所で、令和7年4月に開所済み
- ・利用者はアートやデザインを中心に取り組んでいる。
- ・ウェブ出品用の撮影やデザイン業務、アートイベントへの出展など、外部との連携をさらに深め、実践の機会を増やしていく方針

☆高3、進路決定（障害福祉サービス利用）までの流れ ～いよいよ大詰め！！～

- 1 12月下旬から1月中旬にかけて、お住まいの市障害福祉課から、申込みをした事業所の回答【受入れ可否】の連絡が、本人・保護者の所に来ます。回答結果は、担任、担当相談員に必ず伝えてください。
- 2 受入れ可の事業所での利用について、保護者と相談支援員とで連携し利用の仕方【併用の場合は各事業所での曜日、入浴希望の有無等】を具体的に詰めます。
- 3 利用の仕方に基づき、相談支援専門員が「サービス等利用計画」を立てます。
- 4 相談支援専門員が「担当者会議」を開催します。本人・保護者、相談員、利用する事業所、その他必要な関係者が参集されます。
※担任も参加し、必要な情報を引き継ぎます。
- 5 卒業後（3月もしくは4月から）、利用開始

